母子父子寡婦福祉資金をご利用の方へ

経済的自立の援助及び生活意欲の向上と扶養している子の福祉の増進を目的に、各種資金の貸付を行います。

ご自身で資金を準備することが難しい世帯であって、貸付期間終了後に返済が可能であることが貸付の要件です。そのため、必要な資料を提出いただき、詳しい状況をお尋ねしたうえで、限度額の範囲内で貸付を行います。

○貸付の申請ができる人

○ 佐世保市内に居住している人（転宅資金は、佐世保市への転入予定者含む。）
○ 児童扶養手当を受給しているか、同程度の経済状況である人
○ 原則として税や、過去に貸し付けた福祉資金の償還金の滞納がない人
○ 原則として65歳以下の人で、償還終了時に70歳以下の人
※他の借入金返済額と本資金貸付返済額の合計が手取り収入の20%を超えるときは、貸付ができません。
※すでに支出済の費用は貸付の対象になりませんので、ご注意ください。

○申請に必要な資料（各資金共通）

必要書類	**児童扶養手当証書（写）**	児童扶養手当を受給していない場合は、下記のものが必要です。 戸籍謄本又は民生委員の証明（指定様式） 扶養していることを証明できるもの。（健康保険証など）
	同居者全員の収入を証明するもの	直近3か月の給与明細又は給与振込みの通帳又は申告書の写し 年金の源泉徴収票、振込通知　等
	家計の支出状況がわかるもの	電気・ガス・水道・電話料金の直近3か月分の領収書、口座引き落としの場合は通帳 生命保険、自動車保険、家賃等の額が確認できる保険証書又は領収書、口座引き落としの場合は通帳　等
	債務やローンの状況	返済金額及び返済終了時期が分かる償還表等 手元に無い場合は、借入先から再発行してもらってください。
	マイナンバー記載の住民票（提示） 所得課税証明書	マイナンバーカード又は有効な通知カードの提示があれば、公簿で確認しますので住民票及び所得課税証明書は不要です。
	税の滞納のない証明書	市役所市民税課で取得できます。（手数料1通300円）

○就学支度金、修学資金、修業資金、技能習得資金申請に必要な資料等

必要書類	**在学証明書、合格通知書等（写）**	合否決定前に申請が必要な場合は、受験票（写）、合格後直ちに合格通知書（写）。入学後、在学証明書
	就学・修学・修業に必要な費用がわかるもの **※自動車免許取得費用は別途必要書類有**	入学案内、パンフレット、申込書等 （入学金、授業料、校納金、自宅外通学の家賃、寮費等） ※各費用の納入期限を明確にしてください。 ※高校までは寮費に含まれる食費は貸付の対象外です。
	奨学金の手続き状況	奨学金の内容、金額が分かる書類（受給決定、申請中のとき） ※奨学金の受給が優先し、不足分が貸付対象となります。
留意事項	○ 対象児童の就学等の場合、児童本人が連帯借受人となりますので、直接本人と面接します。 ○ 複数の学校を受験予定の場合は、手続きに要する時間の関係で対応できない場合があります。 （例：市内の私立高校と県立高校の併願） ○ 一部貸付の対象とならない学校（予備校等）があります。	

○その他の資金

共通書類のほか、必要経費を明らかにする書類を提出していただきます。

裏面へ

○連帯保証人の要件等

要件	原則として同一生計に属しない佐世保市内在住の人で、保証意思のある人。 貸付時に60歳以下で、償還終了時に70歳までの人。 原則として税や、過去に貸し付けた福祉資金の償還金の滞納がない人。 **※保証する本資金貸付返済額と他の借入金返済額との合計が手取り収入の20%を超えるときは、保証人になることができません。**	
必要書類等	住民票 所得課税証明書	市内在住者は、マイナンバーカードか有効な通知カードの提示があれば、公簿で確認しますので住民票及び所得課税証明書の提出は不要です。
	家計の収支状況がわかるもの	直近3か月の給与明細又は給与振込みの通帳又は申告書の写し等 借入金がある場合は返済金額及び返済終了時期が分かる償還表等 また、家計の状況(収支等)をお尋ねします。
留意事項	○ 原則として本人と面接を行います。 ※借主及び連帯借主が償還を行わなかった場合、連帯保証人は、法的に借主及び連帯借主と同じ立場で**償還金の支払い義務を負っていただく**ことになりますので、ご承知ください。 ※配偶者の方へも十分に確認、ご理解をお願いします。	

○貸付決定後の手続き

貸付決定	借用書提出	貸付金振込(初回)	貸付金振込(2 回目以降) (修学、生活資金等)
決定通知書交付	借主・保証人の **印鑑証明書**添付	借用書提出後 2週間程度	原則年4回(4,7,10,1 月) ※支払月の 25 日頃

在学中 **毎年 4 月に在学証明書提出**	貸付金振込(2 年目以降) (修学、生活資金等)	償還開始 貸付期間・猶予期間終了後
就学支度資金、修学資金、技能習得資金、生活資金等	原則年4回(4,7,10,1 月) ※支払月の 25 日頃	原則口座から引き落とし

※支払月　4月⇒4・5・6月分、7 月⇒7・8・9月分、10 月⇒10・11・12 月分、1 月⇒1・2・3月分

○ 貸付決定後に住所や姓の変更、退学や休学、留年、その他何らかの**状況の変化があれば、必ず届けてください。**
○ 母子、父子世帯でなくなった場合等は、既貸付分を除き、その時点で貸付は終了します。
○ 虚偽の申し立てや不正な手段で貸付を受けた場合、貸付金を借受けの目的以外に使用したとき等は、判明した時に一括して返済しなければなりません。

○償還について

進学等に伴い、償還(返済)が猶予される場合があります。窓口でご相談ください。
※この福祉資金は、貸付を受けられた方々からの償還金を財源として運用していますので、適正な償還をお願いします。

○お願い

貸付の手続きには、1 か月半から 2 か月程度かかります。また、数回来所をお願いすることになり、面接にも時間を要しますので、早目の相談や手続きをお願いします。

≪問い合わせ≫　佐世保市子ども未来部　子ども支援課
電話代表 24-1111(内線 5437、5447)　直通 25-9790　母子父子自立支援員